

材料費等記載内訳書の提出について

指導検査課

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の改正法の施行(令和7年12月12日)に伴い、今後、京都府が発注する建設工事における入札金額の内訳書に、材料費、労務費、その他必要経費の内訳を明記する必要がありますのでお知らせします。

1 内訳書への記載が必要な項目

- 工事名、工事番号及び名前又は商号(名称)
- 数量計算書の工事区分、工種、種別及び細別に対応する数量、単位及び金額
(営繕工事は、参考数量書の種目別内訳、科目別内訳に対応する数量、単位及び金額)

- 材料費
- 労務費
- 法定福利費(労災保険料、雇用保険料、健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料等の事業主負担額)
- 安全衛生経費(労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費)
- 建退共掛金(建設業退職金共済制度の掛金)

赤枠内を今回追加

2 内訳書の例

工事費内訳書

工事名: ○○○○工事

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額
道路改良		式	1		
道路土工		式	1		
掘削工		式	1		
掘削		m ³	10,000		
...		...			
直接工事費		式	1		
うち材料費		式	1		
うち労務費		式	1		
共通仮設費		式	1		
共通仮設費(率計上)		式	1		
純工事費		式	1		
現場管理費		式	1		
うち法定福利費の事業主負担額		式	1		
うち建退共制度の掛金		式	1		
工事原価		式	1		
うち安全衛生経費		式	1		
一般管理費等		式	1		
工事価格		式	1		
消費税相当額		式	1		
工事費計		式	1		

注) 本内訳書は、第1回入札の際に提出を求められるものである。

注) 発注者が提示する本工事の数量総括表の工種、種別、細別に対応して単価、数量、金額を記入するものとする。

出典: 総務省・国土交通書通知文

3 当面の取扱い

- 経過措置として、令和8年3月31日までに入札公告又は指名通知するものについては、材料費・人件費等の記載がない内訳書も有効として取扱います。

令和8年4月1日以降、内訳書に材料費・人件費等の記載がない場合、入札を無効としますのでご注意ください。

Q1 入契法の改正に伴い、入札金額内訳書に記載が必要となった材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費及び建退共掛金(以下「材料費等」という。)には、**それぞれ何を計上すればよいか。**

A1 「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン(令和7年12月、国土交通省不動産・建設経済局、以下「ガイドライン」という。)」のp.12～p.14、「**「労務費に関する基準」の運用方針(令和7年12月、国土交通省)**」等を参考に計上してください。

表3 工事費内訳書へ記載する内容

	材料費	労務費
必須項目	・ 主要な材料費	・ 積上げ積算方式の工種 ・ 施工パッケージ型積算方式の工種
任意項目	・ 雑材料 ・ 建設機械の燃料費 ・ 仮設材の賃貸料金	・ 市場単価方式の工種 ・ 土木工事標準単価方式の工種 ・ 建設機械の運転労務
不要項目		・ 現場技術職員等の給与・手当 ・ 資材搬入の運転労務

出典: ガイドラインp.12

Q2 概略発注工に含まれる工種に係る材料費及び労務費は計上する必要があるか。

A2 **必ずしも計上することを求めません。**
ガイドラインにおいて必須項目として定められているのは、材料費のうち「主要な材料費」、労務費のうち「積上げ積算方式の工種」等とされており、概略発注工に含まれる工種はこれらに該当しないものと判断します。

Q3 市場単価方式や概略発注工を活用している場合など、材料費等の算出が困難な場合の入札金額内訳書における記載方法は。

A3 以下のとおり、その旨を明示願います。
なお、請負金額内訳書における「法定福利費」については、令和8年3月以前と同じく明示が必要です。

	記載内容	記載例
すべてを計上できない場合	「算出不能」、 「計上不可」など記載	うち、材料費 算出不能 うち、労務費 計上不可
一部のみ計上できない場合	「一部のみ計上」、 「計上可能分のみ」など併記	うち、材料費 ○○○○円(一部のみ計上) うち、労務費 ○○○○円 ※計上可能分のみ

Q4 材料費等の記載方法は、入札金額内訳書の参考様式と同じでないといけないか。

A4 参考様式のように内訳書の行内に表示する方法を基本としますが、備考欄、欄外又は別表への記載等、方法は問いません。
ただし、いずれの方法においても、必ず**材料費等**が特定できるよう明示する必要があります。

Q5 入札金額内訳書に記載された材料費等の金額が著しく低い場合や、材料費と労務費の和が直接工事費を上回る場合、法定福利費と建退共掛金の和が技術管理費を上回る場合又は安全衛生経費が工事原価を上回る場合など、**記載された金額の合理性に疑義が生じたときに、入札を無効とすることはあるか。**

A5 当面の間、記載された金額の多寡によって、直ちに入札を無効とする取扱はしませんが、別途、労務費ダンピング調査等により記載内容の合理性を確認することがあるため、適切な見積に努めるとともに、調査対象となった場合には適切に対応願います。
なお、記載が抜けている場合、又は様式の間違い等により事項の欄がない場合は、原則として無効の入札として取り扱いますので留意願います。

Q6 入札金額内訳書の内容は、落札後の契約書に付する請負金額内訳書の内容と一致させる必要があるか。

A6 入札金額内訳書は、入札時点における計画に基づいて作成されるものであり、契約締結までの間に計画を見直すことも想定されます。したがって、両者の内容が完全に一致していなくても問題ありません。